

受付日	項目	意見の概要	担当所属	対応・取組み状況
H23.8.22	土砂災害特別警戒区域に係る土地評価見直しについて	<p>①土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は建築物の構造制限があり、土地の価値が下がり、固定資産税の評価も下げなければならないのではないかと思います。</p> <p>②該当の土地所有者に評価が下がることを事前に（課税前）広報して欲しい。</p>	町民課	<p>①平成22年11月に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定があり、平成23年度は売買実例が少なく、評価額の見直しを行いませんでしたが、平成24年度の評価替えて、当該土地の評価を見直しました。</p> <p>②平成24年3月下旬発行の広報ゆりはま4月号で、「土砂災害特別警戒区域の評価額が減額される」ことをお知らせしました。</p>